

オーストラリアにおける国別報告書(CbCR)などの情報の開示に係る法案提出について

June 2024

In brief

2024年6月5日、国別報告書(Country by Country Report:以下、CbCR)に係る情報開示を求める改正規定を含む法案(Treasury Law Amendment (Responsible Buy Now Pay Later and Other Measures) Bill 2024:以下、本法案)¹が、オーストラリア議会に提出されました。

本法案に含まれている CbCR の開示に係る規定は、オーストラリア源泉収益を有する一定の多国籍企業グループに対して国別報告書(Country by Country Report:以下、CbCR)に係る情報開示を求めるものです。2024年2月の公開草案で提案された内容と比較して若干の改正はあるものの、適用対象グループの要件及び開示対象に係る情報について変更はありません(開示対象となる情報などの詳細については、2024年2月の Transfer Pricing News「オーストラリアにおける国別報告書(CbCR)などの情報に係る開示について」²を参照)。

本法案が成立しますと、グループの親会社がオーストラリアまたは国外の事業体か否かに関係なく、オーストラリアにおいてオーストラリア居住事業体または恒久的施設を通じて事業を行い、1千万豪ドル以上のオーストラリア源泉の収益を有する CbCR の作成義務のある多国籍企業グループに適用されます。

また、本法案が成立しますと、2024年7月1日以降開始する事業年度から適用され、12月決算の場合は2025年12月期(3月決算の場合は2026年3月期)が最初の開示対象年度となります。

In detail

本法案の適用対象となる多国籍企業グループは、以下の要件を充足するものとして定義されています。

- 報告対象期間及び直前の期間において CbCR の作成対象グループであること
- 報告対象期間においてグループのメンバーがオーストラリア居住事業体またはオーストラリアに恒久的施設を有すること
- 報告対象期間におけるグループのオーストラリア源泉の売上高が 1 千万豪ドル以上であること

従って、グループの親会社がオーストラリア居住事業体であるか国外の居住事業体であるかに関わらず、上記要件を充足する多国籍企業グループは適用対象となり、グループの最終親会社(CBC reporting parent)に報告義務が課されることになります。

開示対象となる情報について、オーストラリア及びオーストラリア財務省が指定した「指定国」については、国別の情報開示が求められます。国別開示が求められる「指定国」のリストについては、公開草案では公表されました。本法案及び法案解説(Explanatory Memorandum)には含まれていません。オーストラリア及び「指定国」以外の国・

¹ <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fr7199%22>

² <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-transfer-pricing/tp-report20240228.html>

地域については、国ベースでの開示に係る情報のうち、国・地域名及び税率差異分析以外の情報について、当該グループが事業を行っている国・地域の数値を集計して開示するとされています。

また、対象グループが期限までに情報を開示しなかった場合の罰則として、最大 825,000 豪ドルの罰金が課せられます。

法案に反映された若干の改正点は以下のとおりです。

- 規定の解釈に係るガイダンスとして GRI(Global Reporting Initiative)207 が優先される(ただし、CbCR に係るガイダンスとして GRI 207 は OECD 移転価格ガイドラインの勧告事項と整合的)
- 法案解説(Explanatory Memorandum)において、納税者からの開示免除申請の審査の際に、オーストラリア当局が考慮すべき例示として、国家安全保障への影響、オーストラリア及び他国の法律への抵触、及び商業上の機密情報を明らかにすることによる「重大な影響」について言及

The takeaway

オーストラリアにおける CbCR などの情報開示に係る法案については、多国籍企業グループに対する法人所得税の透明性などを確保するための政策パッケージの一環として、2022-23 年連邦予算のパブリックコメントでのインプットをも踏まえ、国ベースでの開示を求める国・地域の特定、開示対象となる情報を基本的に CbCR ベースの情報とするなど、EU 指令における CbCR の開示とも整合した内容として、議会提出されました。

ただし、オーストラリアの本法案における開示対象となる情報については、CbCR に係る情報に加え、グループとしての税に対するアプローチや発生税額と税引前利益に対する当該国での法定税率適用税額との差異分析に関する開示事項も含まれており、留意が必要です。

本法案が成立しますと、2024 年 7 月 1 日以降開始する事業年度から適用され、12 月決算の場合は 2025 年 12 月期(3 月決算の場合は 2026 年 3 月期)が適用初年度となります。オーストラリアで事業展開している日本企業においては、今後の国別開示の対象となる「指定国」に係る情報を含む法制化の動向に注視していくとともに、グローバルの税務ガバナンスの強化や国別実効税率の適正な管理など開示に向けた準備が急がれます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email : jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

大阪事務所

〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号
グランフロント大阪 タワー A 36 階

名古屋事務所

〒450-6038
愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号
JR セントラルタワーズ 38 階

パートナー

野田 幸嗣

パートナー(大阪)

池川 恭史

パートナー

井ノ口 和均

パートナー

大橋 全寿

パートナー

黒川 兼

パートナー

竹内 千尋

パートナー(大阪)
竹下 文浩

パートナー
永藤 剛基

パートナー(大阪)
中牟田 賢志

パートナー
早川 直樹

パートナー(名古屋)
船谷 晃一

パートナー
水島 吾朗

パートナー(PwC 英国出向中)
宮嶋 大輔

パートナー
大和 順子

パートナー(大阪)
吉田 愛

ディレクター
藤澤 徹

ディレクター
城地 徳政

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.